

国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 電子情報処理組織を使用する方法による納付の手續に係る法定納期限の特例が適用される納付の期日を定めることとする。(第6条の3関係)
- 2 納税の猶予の申請に係る事項に関する調査において提出された物件の留置きに係る手續を定めることとする。(第15条の2関係)
- 3 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実がある場合における加算後累積納付税額から控除するその事実に基づく税額の計算方法を定めることとする。(第27条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年1月1日から施行することとする。(附則関係)